

○国立大学法人筑波大学の教育研究組織に置かれる特別補佐の選考、任期等に関する法人細則

平成31年2月28日
法人細則第4号

改正 令和 元年法人細則第 6号

令和 2年法人細則第 8号

国立大学法人筑波大学の教育研究組織に置かれる特別補佐の選考、任期等に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第54条の2第4項の規定に基づき、学院、研究群、学群、総合学域群、系、計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センター（以下「教育研究組織」という。）に置かれる特別補佐（以下「特別補佐」という。）の選考、任期等について定めるものとする。

(職名)

第2条 特別補佐の職名は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学院長特別補佐
- (2) 研究群長特別補佐
- (3) 学群長特別補佐
- (4) 総合学域群長特別補佐
- (5) 系長特別補佐
- (6) 計算科学研究センター長特別補佐
- (7) 生存ダイナミクス研究センター長特別補佐

(選考)

第3条 特別補佐は、それぞれ教育研究組織の長が推薦し、学長が選考する。

(任期)

第4条 特別補佐の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

2 特別補佐は、再任されることができる。

附 則

この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26法人細則6号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令2.3.26法人細則8号）

この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。